

保育施設のICT化に係る個別実地相談指導業務提案評価基準

区分 (配点)	評価基準
①基本方針 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に記載されている事業目的を理解し、基本的な考え方が本県の目的等に合致している。
②専門人材の派遣 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や保育施設（以下、「支援先」という。）の要望を的確に把握し、要望に応じた支援を実施するための具体的な提案がされている。
③相談窓口の設置 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> 支援先の要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案がされている。
④-1 業務実施体制、遂行能力 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 業務従事者の実績等が十分であり、国や地方公共団体において同種業務の実施実績から確実に本業務を遂行できる。また、事業実施に向けて、適切なスケジュールの提案がされている。
④-2 業務実施体制、遂行能力 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 支援先への支援に対しては、十分な対応が可能な専門人材が確保されている。（※専門人材に関しては、略歴、経歴、専門分野等を簡潔に記載すること。）
⑤成果物・事業報告会 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的を理解した、具体的な成果物（取組の横展開につながる報告書を含む）の提案がされている。また、事業報告会の実施について提案がされている。
⑥その他 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書にない事項であって、本県にとって有益となる提案がされている。
⑦見積書 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る経費の積算内訳について、下記区分を参考に、具体的に示すこと。 人件費、交通費（旅費、宿泊費等）、通信運搬費等